

## 第 1 2 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和5年3月10日（金）午後3時02分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（10名）	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員		8番 土海 政信 委員
		10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員（2名）	7番 山本 美代子 委員	9番 清水 武敏 委員		
推進委員（6名）	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（1名）	16番 井坂 正昭 推進委員			
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第49号議案 農地の権利取得に係る別段面積の廃止について 第50号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第51号議案 非農地の現況証明について 第52号議案 農用地利用集積計画の決定について 第53号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報 告 事 項	第1号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用（2アール未満の農業用施設）の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第1号 公共事業の施行に伴う農地転</p>	<p>事務局</p> <p>山下 昇推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長）</p> <p>（議長）</p> <p>（議長）</p>	<p>それでは定刻となりましたのでただ今より、令和4年度第12回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号15番の山下 昇推進委員でございます。よろしくお願ひ致します。</p> <p>（農業委員会憲章の唱和）</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは総会の開催にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願ひ致します。</p> <p>（長谷川会長あいさつ 中略）</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は10人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が議長となります。では進行をお願ひ致します。</p> <p>それでは会を進行致します。</p> <p>本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>日程2、「議事録の署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（「はい」の声）</p> <p>無いと云う風に認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には10番の尾川寛信委員、そして11番の山田隆雄委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願ひを致します。なお会議書記に於きましては、事務局にお願ひを致します。</p> <p>次に日程3でございますが、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項第1号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」、このことについて説明をしてください。</p>

用報告について	事務局	<p>議案書 2 頁でございますが。報告事項第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。</p> <p>次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、宇谷 有限会社●●。土地の所在、面積及び地権者は議案書記載のとおりであり、11 月の第 8 回定例総会で報告した案件の現場であります。この度の届出は工期の変更により、転用期間を令和 5 年 3 月 10 日から 3 月 31 日まで延長するものであります。</p> <p>本冊頁をめくって頂き 2-1 が航空写真による位置図であります。ご確認をお願いします。</p> <p>報告事項第 1 号につきましては以上です。</p>
<p>第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号 に係る農地転用 (2 アール未満 の農業用施設) の届出について</p>	<p>議長  事務局</p>	<p>次に、報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」、このことについて報告してください。</p> <p>報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁、資料 1 の 1 頁と 2 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、園●●。土地の所在、大字園——。地目は田。面積 1,795 m<sup>2</sup>、その内転用面積は 80.00 m<sup>2</sup>で、鶏舎を設置して養鶏の規模拡大を行うものであります。</p> <p>本冊頁をめくって頂き 3-1 が航空写真による位置図であります。園の駅裏の田んぼの方を南にずーっと登って行った方になるんですけども。赤色がこの度報告のあった場所で、青色が現在養鶏を行っている場所であります。</p> <p>それから資料 1 の 1 頁目でございます。資料 1 ですね。こちらは設置する鶏舎の位置を図面に落とした公図であります。それから頁をめくって頂き 2 頁が鶏舎の寸法を記載した構造図面であります。</p>
	議長	<p>報告事項第 2 号につきまして、報告は以上であります。</p> <p>以上で報告事項を終わります。報告事項でございますので、皆さんご了承をお願い致します。なお、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。どうぞ。</p>

<p>4 議事 議案第 49 号 農地の権利取得に係る別段面積の廃止について</p>	<p>事務局 議長 事務局  議長  (議長) 事務局     議長  横川委員 議長 横川委員</p>	<p>ちょっと、質問じゃないんだけども。この鶏舎の方の、土台の方はどう云う仕組みになってるのかな。</p> <p>これはパイプ打ち込みの掘っ立て小屋です。基礎は作りません。</p> <p>基礎は作らない。じゃあ、土だ。</p> <p>土です。田んぼ地のまま、掘っ立て小屋状態の鶏舎を作って自然な形で飼育をしたいと。そう云う経営方針だそうです。</p> <p>じゃあ鶏は、ウロウロ・ウロウロ動いてる訳だ。皆さん、こう云う風に何かお尋ねがございましたらどうぞ。</p> <p>よろしいですか。それでは無い様でございますので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程 4、議事に移ります。議案第 49 号「農地の権利取得に係る別段面積の廃止について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 49 号「農地の権利取得に係る別段面積の廃止について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び同法施行規則第 17 条の規定に基づき、農業委員会が定める別段の面積を廃止することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>昨年国会で可決されました農地法の改正によりまして、令和 5 年 4 月 1 日から農地法第 3 条の下限面積要件が無くなります。</p> <p>議案書に記載のとおり本町農業委員会で別段面積を定めておりますので、農地法第 3 条の下限面積要件の廃止に合わせて別段面積も廃止しないと、4 月以降は実効性の無い決め事が残ってしまいます。そう云う事になってしまいますので、記載のとおり権利取得に係る別段の面積を令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止するものであります。</p> <p>と云う事で、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>以上で議案第 49 号についての説明を終わります。これより質疑を行います。本議案につきましては、皆さんの方も興味ある議案ではないかと思っておりますが、どうぞ、質疑がございましたら承りますが。どうぞ発言してください。</p> <p>はい。</p> <p>はいどうぞ、横川委員発言してください。</p> <p>すみません、ここの 4 頁の所の真ん中辺に「現行」って書いてありますね。この分が結局、下の下限面積が無くなると云う事ですか。それともこの 1 アール未満ってしてある所の方になると</p>
--	--	---

	<p>議長 事務局</p> <p>横川委員 事務局</p> <p>横川委員 議長</p> <p>横川委員 議長</p> <p>山田委員 議長</p> <p>山田委員 議長 事務局</p>	<p>云う事ですかね。</p> <p>それでは説明してください。</p> <p>左側に書いてある「現行」って云うのが令和元年10月16日に決定をした別段面積ですね。農業委員会が決められた別段面積。それでこの決め事を全てなくしてしまうと云う事ですので、その表の上の方だ下の方だじゃなくて、表自体をなくす。</p> <p>表自体をなくす。</p> <p>と云う事です。</p> <p>はい。</p> <p>よろしいですか。良いですか。</p> <p>はい。良いです。</p> <p>それではその他の方、ご質問はありますか。</p> <p>はい。</p> <p>山田委員どうぞ。</p> <p>これは、農家じゃなくても誰でも買えると云う事だったかな。</p> <p>そここのところを説明してください。</p> <p>はい。面積要件が無くなりますので、全く農地を持ってない方でもナンボからでも権利を取得することは可能なんですけども。</p> <p>ただ他の要件、当然キチッと取得する農地を全て利用しますよとかね。今まで持ってた農地も含めて新たに取得する農地も含めて全てをキチンと管理をして経営をして行きます。それから、これだけの従事者が居ます。年間何日以上従事する事が出来る従事者としてこれだけ人員があります。後は、こう云う機械を持ってますと云う能力を確認した上で判断を下すと云う事です。</p> <p>面積が幾らあるから OK・OK と云うんじゃないしに、面積のところは審査の対象から外して、それ以外の能力なり人的資源なりと云う事を判断をして、此処の農地を取得しても大事にちゃんと農地を利用して農業をされますねと云う事を判断をした上で許可をすると云う事に切り替わると云う事ですね。</p> <p>そう云う判断基準から外れちゃうだけで、他の基準で判断を十分にした上で、許可をするかしないかを判断、決めて頂くと云う事に切り替わると云うものです。</p>
--	---	---

	<p>山下和子委員 議長 山下和子委員 議長 事務局</p>	<p>それからね。 はい、どうぞ。山下委員どうぞ。 企業なんかは農業をしないと、例えば。農業に参入したいと云われれば、こう云う条件を満たせば出来ると云う解釈ですか。 今の質問は、企業が購入する場合の、これに絡む問題は無いかと云う事ですね。じゃあお願いします。 まず、企業と云うか法人としてですね。法人で大きく2種類に分ける事ができます。例えば山上さんのところは法人として取り組んでおられますけれども。役員の中に、その会社の役員で農業に従事する方の割合が一定以上。それから事業目的自体が農業或いは農業の関連事業と云う風なのを満たしている。基準があるんですけども、それを満たしている法人は農地所有適格法人と云うものになるんですけども。山上さんのところはそう云った法人なんです。 それで、普通の企業と云うのは農業部門を持つか持たないかと云うがあるし、後、役員さんがどれぐらい農業に従事してるかと云う事が、大概是ら一定基準を満たさない法人さんと云うことになりますので。 農地を取得出来るのは、所有権を取得出来るのは農地所有適格法人だけです。ただ農業を始めると云うのは、借りてやる事は出来ますので、普通の法人さんは借りて農業に取り組んで頂くとう、そう云う格好になります。 ただ行く行くは、法律自体が変わってどんな会社でも所有権を取得する事が出来る様になるやもしれませんが。現時点ではそう云う事にはなっていないと云う事で。</p>
	<p>山下和子委員 議長 河井推進委員 議長 河井推進委員</p>	<p>分かりました。 皆さん、お分かりですか。 はい。 はいどうぞ、河井委員。 同じ様な質問ですけどね。ただ農地、農地作るって云う意味だけど。畑でも小さい畑があるわな。そんな田んぼでもなく小っちゃい畑。そう云うの農地、作るために買うか、また別にするわな、その人は多分、小さいものだったら。そう云うのはどうなるだろうか。 小っちゃいのも、多分、買われる人は農地だけど転用する訳ですからね、どうせ。その時に小さくても買えるかな。転用しても良いかなと思って、下限面積が無いから。</p>

	事務局	河井さんが質問されるのは、要するに、小っちゃい農地でもね、農地として活用しますよと云う事で、それだけの窪を管理して作をする能力があると判断すれば許可を出せますので。許可すれば良いですけども。転用は転用で別の審査が入りますから、県の許可が要ります。
	河井推進委員	だから、農地を購入して。多分そう云う小さい分だったら転用してしまう。その地区でなしに、他所から来るとかしてね、家が近くにあるから、そこに農地があると。この、今までは、この10アール、下限面積が小さいのだったけど。そう云う様な人も出来る可能性はあるんじゃないかなと思うんですけど。
	議長	今の質問を整理するとですね、転用問題と所有権移転問題はまた別の話ですからね。所有権移転の問題を此処ではやってください。
	河井推進委員	だからね、今、農業をするための農地なら考えないけんけど。ただ、小さい分だったら買われる人もあるわな。転用する人はあるわな。小さい分。そんなが大抵、これは多分農業が出来んからその人はいけんなんて、小さい場所。許可せないけん様な形になりますわな。
	議長	はい。それじゃあ。
	事務局	目的が何なのかと云う事です。要するに、審査をする上で。農業をするために、小っちゃい窪でも良いから欲しいと云う場合は、それだけの能力があるかどうかの判断で良いですけど。 農地を、小っちゃい農地を別のものに転用したいと云う事であれば転用のための申請をして頂くと。
	河井推進委員	まあね。この使用目的。ただね、その農地を購入した農業に対して、はじめの話がね、そう云う人になったら何か審査せないけんでないかと言ったけどね。ちっさい所買う人は、購入する人は、はじめは農地だけど、それをすぐ転用するわな。そう云う形にならへんかなと思って。それでも許可が出来るかなと思って。
	議長	それでは説明をどうぞ。
	事務局	「すぐ転用するわなあー。」って云うのは皆さんで目を光らせておいて頂いて、転用しない様にキチッと指導をして頂くと云う事が委員会としての務めですし義務です。 最初は農地として、畑として使うつもりだったけど事情が変わって来ちゃたと云う事があれば、その時点で農地転用の許可申請をしてくださいと云う事で説明をしてあげて、そう云う手続きをする様に指導をして頂くと云う事です。
	河井推進委員	私としては良い考えとは思いますが。ただね、農地は農業のためと云う話が出るから、そう云

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長 河井推進委員 事務局</p>	<p>う小さいのだったら、購入されてもそう云う様な形に持って行かへんかいなど、それでも良いんかなと思ったところです。</p> <p>今の河井さんの質問を整理すると、いわゆる悪用されはしないかと云う事ですな。農地としての管理能力が無い人が、その農地を求めたふりして。どっこい、目的は全然違う事に使う様な、悪用されはしないかと云うご質問ですね。</p> <p>その辺の経緯をちょっと、説明してあげて。</p> <p>懸念はずっと付いて回りますので。申請される方がホントで何を目的にされるかと云う事をキチッと聞いて、転用が目的であるのであれば最初から農地転用の申請で出して頂くべきですしね。</p> <p>格好だけ農業をする様なつもりで申請しますよと云う事であれば、それは虚偽の申請ですから法律違反な訳です、そもそも。そう云ったところはやはり、申請者の方と良く話をして聞いて見ないと分からないと云う事がありますので、そう云ったところも皆さんご協力を頂きたいと思えます。事務局だけじゃ、さすがにそこまで踏み込めないと云う事があるかも知れませんし。色々お話をね、聞いて頂く。協力をして頂きたいと思えますので、よろしくお願ひします。</p> <p>今此処で、河井さんの質問は大事な事だと思うんです。我々、その申請者がですね、農地としての管理能力があるかどうかと云う事をですね、これからの確に見極めて行かないけんと云う風な事にもなります。それでその農地を、下限面積が無くて、ハッキリ言えばどなたでも買い求めができる。</p> <p>どなたでもって言うよりもね、まず不動産屋だわな。買い出すのはな。</p> <p>不動産屋自体は、農地を、農地でもないけど土地を求めるためにはね、誰かが。それから、後から提案するだけ、不動産屋なんかはすぐに、それなりに良い場所があったら買い易いでないかなと思えますけど。それは例の一つですけど。</p> <p>だけど、そう云う様に決めるなら、此処だけでなしに全国ですから。だから全国の人が買いに来ても良い訳でしょ。ね、他所の人が。不動産屋なんかも。</p> <p>世の中悪い人もおるから。</p> <p>そうそう。</p> <p>よろしいですか。いずれにしても、他県の人が農地を所有するって云うのは事実上無理です。日々の管理出来ないじゃないですか。</p>
--	---	--

	<p>河井推進委員 事務局</p> <p>河井推進委員 事務局</p>	<p>普段からチャンと適正に管理する、作りに来る。或いは通勤農業が出来る距離でないと営農が成り立ちませんから。そもそもね。そう言う事があります。</p> <p>その判断は。 皆さんです。 農業委員が。</p> <p>判断は皆さんです。それが「こう言う条件であれば通ってやる事が出来るよなあ。」って言う風に皆さんが判断されるのであれば、それは許可をしても良い話だし、と云う事です。</p> <p>その辺はやはりキチッと皆さんの協力を頂きながら、皆さんも目を光らせて頂いて。「あそこはちょっとおかしい、心配だなあ。」と云う様な事をね、連絡を取り合いながら、より良い審査をして頂く様に頑張りましょう。</p>
	<p>徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>じゃあ農地としてね、農地として売買された場所って云うのは、以後 10 年間を見るとか、追跡調査をすることによって云う様な事をして行かないけんですか。</p> <p>それでは説明を。</p> <p>これまで、いわゆる慣例で取得後 3 年間は、3 年間はちゃんと継続して農業に使用してもらわんと困りますわねって云う様な事は、慣例としてありました。目安が。</p> <p>ただ、経営の方針が変更される事は、まああるもんですから。それはそれで。10 年と云う事は聞いた事は無いです。取り敢えず。</p> <p>ただ、それが仮に 1 年であっても、のっぴきならない事情って云うのが申請者の方に出て来た場合には、それなりに審査の上、県に判断を委ねると云う事になるかもしれませんけども。どちらにしても転用は県の許認可権ですから。</p> <p>申請を拒む事は出来ませんので、農業委員会は。ただ「これは妥当だ」「いや、こんなの認めたらダメだろう」と云う、そう言う風な意見を添えて県に進達するだけです。そこら辺はね。「これは転用はダメじゃないの」と云う意見を添えて進達すると云う事もあり得ますから。</p> <p>その辺は、その時その時で考えて頂く。だけでもやっぱり 3 年間くらいは、徳岡さんおっしゃられた様に追跡調査と云うですか、目を光らせておく必要はあると思います。現実的には。</p> <p>今まででもね、どんな法律でも、そこの目を掻い潜って悪い事をしなるとあるけね。そこは、管理能力があるのかどうかって云うのは、今まででも目を光らせて来とったし。ただその中で、下限面積と云う面積要件だけが無くなったと云うことだけ。そうですね。</p>
	<p>議長</p>	

	<p>事務局 議長 徳岡推進委員</p>	<p>はい。そのとおりです。 そここのところだけ、説明してもらえば。 これまではね、下限面積って云うのが重要は防波堤みたいになってて、無駄に広がって行かなかったんですけど、3月いっぱい無くなれば、4月に許可が下りる様になれば、やっぱりそう云う事をやりたいと思っておられる方はね、ドンドンやるだろうし。</p>
	<p>議長</p>	<p>それを農業委員会が目光らすと云うのは、大変な事かなと思ってるんです。 いわゆる、ある一面では農地の流動化が計り易くなると云う事もありますわな。どがしても農業をしたいけど、どうしても農地が手に入らんちゃなことがあったでしょうし。まあ、それはその時に利用権設定ですりゃあ良いじゃないかと云う事もありますし。まあ取り敢えず、法律で国の方は「4月の1日からこう云う風になるよ」と云う事で。</p>
	<p>徳岡推進委員 議長</p>	<p>国の方針ですからね。 決まってますし。それで湯梨浜としては事務局が説明しました様に、今まであったものを「それじゃあこれは廃止せないけん」と云う事になりますのでね。今、その協議ですから。</p>
	<p>徳岡推進委員 議長</p>	<p>書類上では問題ない。 そうです。</p>
	<p>事務局</p>	<p>一つ参考でお伝えしますけども。もう既に下限面積関係なしの分で、申請自体受けてます。 と云うのが、今受けたやつは4月の総会に諮る分ですから、下限面積の無い状態で審議することになりますので。受けてると云う事で。</p>
	<p>議長</p>	<p>それでは、まあ、こう云った事案があろうかと思えます、これから。既に事務局の方も説明しております様に、既に申請の方も入っておると云う様な事でございますので。また、その都度です、審議を勿論進めて行く訳でございますし、その時にですね、色々なご意見を頂きながら、いわゆる決定をして行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。 それでは質疑も出尽くした様でございますので、質疑を終結致しまして、これより採決をしたいと云う風に思います。 議案第49号「農地の権利取得に係る別段面積の廃止」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。 《全員挙手》 それでは全員が挙手でございますので、議案第49号の「農地の権利取得に係る別段面積の廃</p>

<p>議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>止」については、原案のとおりに決定を致します。</p> <p>次に議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、倉吉市●●。譲受人は、はわい長瀬●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑。面積は 789 m<sup>2</sup>、同じくはわい長瀬——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑。面積は 4.34 m<sup>2</sup>の 2 筆であります。</p> <p>権利取得後の経営面積は 58 アールで、売買による所有権移転です。位置図は本冊頁をめくって頂き 5-1 であります。申請地を赤囲いしていますけれども、町営住宅はわい長瀬団地、旧雇用促進の隣接地であります。</p> <p>(資料は 5-2 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、宮内●●。譲受人は、田後●●。土地の所在、大字野方——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑。樹園地でございます。面積は 6,314 m<sup>2</sup>、同じく大字野方——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑。面積は 5,506 m<sup>2</sup>の 2 筆であります。</p> <p>権利取得後の経営面積は 135 アールで、利用権設定で耕作していた場所の贈与による所有権移転であります。位置図は本冊頁をめくって頂き 5-2 であります。場所は分かりますかね。</p> <p>(資料は 5-3 頁)</p> <p>番号 3 譲渡人は、東京都小平市●●。譲受人は、倉吉市●●。土地の所在、大字門田——。地目は台帳・現況とも田、利用状況 田。面積は 935 m<sup>2</sup>。</p> <p>権利取得後の経営面積は 5,483 アールで、売買による所有権移転であります。位置図は本冊頁をめくって頂き 5-3 であります。羽衣石川と埴見川の間、カントリーの下です。</p> <p>(資料は 5-4 頁)</p> <p>番号 4 譲渡人は、愛知県名古屋市緑区●●。譲受人は、田後●●。土地の所在、大字田後——。地目は台帳・現況とも田、利用状況 田。面積は 1,330 m<sup>2</sup>。</p> <p>権利取得後の経営面積は 64 アールで、売買による所有権移転であります。位置図は本冊頁を</p>
--	---------------------	--

		めくって頂き 5-4 頁。北溟中学校グラウンドの所の道、土手に近い所と云う事で。よろしいですか、道ベリですね。
	議長	以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。
	事務局	以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。申請は 4 件ございます。どうぞ、皆さんの方からお尋ねがございましたら挙手の上発言してください。どうぞ。 どうぞ、質疑してください。よろしいですか、質疑無いですか。 番号 3 は、お話を持って来てもらって、それじゃあ頂きますと云う事か。 番号 3 につきましては、地主さんが県外の方ですので、管理もままならないので誰か購入してくれる方は無いでしょうかと云う相談なので。現に、今作っておられる方にじゃあ声を掛けてみましょうかと云う事で声を掛けたところ、良いですよと云うお話がまとまりましたものですからこの度の申請に至ったと云う事であります。
	河井推進委員 事務局	今のは●●さんと、それから●●さんの件だな。 整理番号 3 ですね。整理番号 3 の案件です。地主さんが農業委員会の方に相談にいらっしやいまして、処分が出来ないもんだらうかと。
	河井推進委員 事務局	では、1 番 4 番は本人がされた訳だな。
	河井推進委員	そうですね。1 番 2 番 4 番は、それぞれ個々に話をされてまとまったと云う事で。
	議長	この 2 番の方はね、ちょっと聞いてみます。
	河井推進委員	はい、どうぞ発言してください。
	山田委員	田後の■■だかと云うのはアパートですわな。その人が今度は農業をされるのですか。まあ贈与だけど。
	河井推進委員	親子で。若い衆はそこに出て。
	山田委員	あっ、そこに出て。
	河井推進委員	ええ、結婚して。
	山田委員	農業をすると。これは梨だな。
	事務局	梨です。 先程議案説明でもお話ししましたけども。今現在、そもそもそこをさばって作っておられるや

<p>議案第 51 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>尾川委員</p>	<p>ツを貸し借りをしておられるんですけども。そいつを名義替えをしちゃおうと云う事です。その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑は無しと云う事で、質疑を打ち切ります。これより採決を行います。</p> <p>議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定についての、原案のとおりこの申請を許可する事に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 50 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決と致します。</p> <p>次に議案第 51 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 51 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 頁、資料 1 の 3 頁と 4 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、小浜●●。土地の所在、大字小浜——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 2,375 m<sup>2</sup>で。附記ですけれども、貸し付けていた果樹園が平成 12 年に梨の木を伐採後に返却されましたけれども、耕作がその後出来ずに現在に至ると云う事であります。</p> <p>頁をめくって頂き 6-1 が航空写真の位置図でございますが。場所は山陰道の南側で、ご覧のとおり申請地の周囲は林野化しております。ちょっとね、赤く塗ってるんですけども黒っぽくなっちゃってる。右の方、ひし形の感じですね。でございます。</p> <p>それで、資料 1 の 3 頁に現況写真を付けておりますし、4 頁目が公図でございます。説明は以上です。</p> <p>引き続きまして、現地調査委員による現地確認報告をして頂きますが、この報告は 10 番の尾川委員より報告をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>はい。それでは報告させていただきます。</p> <p>本日午後 1 時 30 分より、長谷川会長、土海職務代理、谷岡貞幸委員、山本正義委員、尾川寛信、そして事務局 2 名の合計 7 名で現地視察して参りました。</p>
----------------------------------	--	--



	<p>議長</p> <p>河井推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>関係戸数は 借人 11、貸人 25。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 5 件で 8,096 ㎡、3 年以上 6 年未満が 14 件で 25,815 ㎡、6 年以上 10 年未満が 4 件で 7,579 ㎡、10 年以上が 1 件で 1,250 ㎡でございます。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 36,087 ㎡、果樹園として利用が 3,324 ㎡、普通畑として利用が 3,329 ㎡。利用権設定面積率は 0.337%であります。各筆明細は、頁をめくって頂き 7-2 と 7-3 であります。「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それで、頁 7-3 の整理番号 20 です。こちらがこの度の案件。先に審議を頂く案件なんですけれども。整理番号 20 なんですけれども、こちらの地主さんがこの農地の処分を計画しておられたんですけれども、すぐ直ぐはまだ処分の方が進まないと言う事で、今年いっぱいだけ作ってもらう様な契約を結びたいと言う事で 1 年と言う事になっておりますので、ご承知を頂きたいと思えます。説明は以上です。</p> <p>それでは各筆明細の整理番号 20 番。これについての審議を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>じゃあ聞いてみましょうか。</p> <p>はいどうぞ、河井委員どうぞ。</p> <p>今事務局言われた様にね、貸人の方。名古屋の人みたいなんだけど、なんか 1 年だけ山上君が作るってか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はいどうぞ、もう少し詳しい説明を。</p> <p>回答させていただきます。はわい長瀬で 3 筆ありますけども、■■って云う所。これがあの、えーつとね、自動車販売店の向かいって云うですか。土地が三角形、住宅に挟まれた三角形の土地が出来ちゃってますけどもね。あそこの所を山上さんに借りてもらって、作ってもらってたんですけども。要はあそこ、農地転用が出来る場所ですので、買い手があれば処分をしたいと言う事でずっと前から希望しておられて。どうやら、大方話が付きそうだと。目処が立ったと云う事で。だけでも直ぐと云う訳にはならんで、後 1 年頼みますと云う、そう云う事でございます。</p> <p>それからもう 1 つの●●の方、そちらは農地転用が出来ない田んぼの広がりの中にありますので、こちらは農地として活用してくれる人と云う事で、耕作者の方に買取をお願いしたいなあ</p>
--	---	--



	<p>議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>事務局</p> <p>河井推進委員 事務局</p> <p>岡本推進委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>ク毎にその耕作者が固まる様な方向で、作り易い状態を作ってあげたいなと云うイメージは持つてるんですけども。そう云った事が必要だろうなと云う風には考えておりますけども。</p> <p>今のところはこう云う事で、新規にお願いしますと云う様な事が沢山出て来ております。と云う事でお話をさせて頂きました。以上です。</p> <p>と云う説明を付け加えさせて頂きまして、それでは質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑はありませんか。はい。それでは無いと云う風に認めさせて頂きまして。</p> <p>あのね。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>1番、20年。こう云うのは利用権設定じゃなくて、親子でしょ。相続とは違うか。</p> <p>1番。</p> <p>違うか、1番だで。●●さん。20年。備考欄、20年。</p> <p>ああ、備考欄の話ね。はいはい。</p> <p>だからこう云うのは、私、親子でするんじゃないかと相続。こう云う利用権設定せずに。20年もは長いからと思って。</p> <p>ああ、20年は長いなと思って、ちょっと聞いてみたいと。</p> <p>親子なら。</p> <p>じゃあ、説明してください。</p> <p>親子ならそうなんですけども。住所を見て頂きましたら分かるとおりに、住所違います。</p> <p>だから住所はね、団地に居るとか、本宅と別れてるとか有るみたいだから。</p> <p>そう云ったその、人間関係の詳しい所は岡本推進委員にお話し頂くとしてなんですけれども。</p> <p>別です。●●さん、この間亡くなっちゃたんでね。</p> <p>岡本さん、ちょっとまた後で補足説明してもらいます。</p> <p>此処の農地の全体じゃなくて部分的に使っておられるので、所有権移転とかと云うのになるとまた面倒くさい話になっちゃうんですね。線が入ってない所で部分的に使っておられますから、所有権移転しようと思ったら線を入れなくちゃいけませんので、無駄金が掛かっちゃうんですから。そこまでは、ようせんので借りたままです。</p> <p>ただし梨栽培ですから、短いのでなしに、20年とか長い方が使い勝手が良いだろうと云う事</p>
--	---	--

	<p>議長 岡本推進委員</p> <p>河井推進委員</p> <p>岡本推進委員</p>	<p>です。おられると思います。</p> <p>それでは岡本章委員の方から、補足がございましたらどうぞ。</p> <p>補足と云う訳ではないですけど。●●さんの弟さんの息子さんです、▲▲さんと云うのはね。だから伯父甥の関係です。この間、●●さん 88 で。</p> <p>私が理解してるのはね、議案に載ってるのは 20 年が長いから、相続とかなんかにしたら良いじゃないかな、利用権設定せずに。と思って質問しとる。分かりました。</p> <p>それで、●●さんの長男はおられるんです。だけど広島の方に今、おられるんで。その辺の話が付かなんだと云う事か、或いは▲▲さん自体がいつ迄作れるか分からんしと云う事があつたんじゃないかと思うんですけど。</p> <p>どっちみち河井さんが言われる様に、そうした方が良いかもしれんです。だけど、もう亡くなっちゃとられるから。</p>
	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p>	<p>それでは、岡本章委員からの補足説明は、これで終わります。河井委員、この辺りで、ちょっと事情がある様でございます。</p> <p>そしたら、その事情を聴いてください。事情を聴いて、です。</p>
	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p>	<p>はい。</p> <p>2,000 あるのはね、半分はどうされるんだろ。半分残つとるのに。</p> <p>2,334 の内、と云う事ね。この辺りはどうなんだと云う事ね。じゃあ、それを説明してください。そんな事を聞かれても説明し難いな。</p>
	<p>事務局</p>	<p>ほ場の場所がですね、久見の●●ですから、引地の川の反対側ですよ。駅側の方になる訳ですが、東郷川を挟んで。</p>
	<p>岡本推進委員</p> <p>議長</p> <p>岡本推進委員</p>	<p>良いかえ。</p> <p>どうぞ。</p> <p>東郷小学校があるでしょ。あそこの前に橋があるんです。夢想橋って云う。あそこを渡った所です、場所は。</p>
	<p>事務局</p>	<p>それで、梨が多分植わってるのが 1,250 m<sup>2</sup>の所に梨が植わってて、植わってない所があるんじゃないでしょうか。</p>
	<p>河井推進委員</p> <p>事務局</p>	<p>後はどうだろうかと云う事。</p> <p>「植わつとる所だけ任せてくれ、作るから。」と云う話でなかろうかと云う事ですね。</p>



5 その他	議長	<p>整理番号1 権利の設定を受ける者、藤津●●。権利を設定する農用地は記載の1筆で、面積が2,000㎡、梨栽培で7年8ヶ月の使用貸借であります。</p> <p>こちら、就農研修の時から、ここを使っておられるんですけども、就農されたと言う事でタイミング的には遅くなりましたけども、正式に配分を行うものであります。</p> <p>整理番号2 権利の設定を受ける者、宮内●●。権利を設定する農用地は記載の1筆で、面積が3,015㎡、水稻作で14年8ヶ月の使用貸借であります。</p> <p>これまで配分を受けておられた方が経営規模を縮小されると言う事で、後を引き継いでその田んぼを引き受けますよと言う事でございます。説明は以上です。</p> <p>配分計画の整理番号1番2番、2つ案がございますが、皆さんの方からお尋ねがございましたらどうぞ発言してください。</p> <p>どうぞ、発言してください。枝番号Aと云うのはどう云う事だったかいな。ちょっと説明してください。</p>
	事務局	<p>枝番、アルファベットのAとしてますのは、一筆の内、部分的に借りますよと言う時に便宜上枝番として振らせて頂いてます。</p> <p>数字で1,2振っちゃうと、これ、正式に分筆がしてある、一つの筆と云う風に誤解をしてはいけませんので。そう云う風な、使われてない、アルファベットだったら任意に付けた番号と云う事が分かりますので、その様にさせて頂いております。</p> <p>便宜的に土地を分けて、それだけの面積だよと云う風に分かる様にさせて頂きました。以上です。</p>
	(議長)	<p>議長</p> <p>この説明を踏まえて、皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑はございません。無い様でございますので、採決を行います。議案第53号「農用地利用配分計画の策定」については、原案のとおり認めることについて、賛成の方の挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第53号農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>それではその他、4月の定例総会の日程について。それでは説明してください。</p>

